

会津若松地方広域市町村圏整備組合 公告第 18 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 3 項の規定に準じて、会津若松地方広域市町村圏整備組合マテリアルリサイクル推進施設整備・運営事業の実施方針を別紙のとおり定めたので、公表する。

令和 8 年 9 月 1 日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室井 照平

1	公表するもの	
	①	実施方針書
	②	要求水準書【設計・建設工事編】（案）
	③	要求水準書【運營業務編】（案）
2	実施方針等に関する質問、提案及び意見	
	①	質問等の方法 「②提出様式」に必要事項を記入の上、電子メールに添付し、「④送付先」へ送付する。 なお、電話、ファクシミリ又は口頭による質問、提案及び意見は受け付けない。
	②	提出様式 様式 1 「実施方針等に関する質問、提案及び意見書」
	③	受付期間 令和 8 年 9 月 1 日（火）～ 9 月 15 日（火）午後 5 時まで
	④	送付先 会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター Ⅰ メールアドレス：kankyo@aizu-kouiki.jp Ⅱ 電話番号：0242-27-9004
	⑤	質問等に関する回答 令和 8 年 10 月 1 日までに組合ホームページにおいて公表する。